

事務連絡

令和3年6月16日

各 都道府県
市区町村 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課

障害福祉課

精神・障害保健課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者等（障害児を含む。以下同じ。）については、適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生等により貴管内の市区町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した、または災害が発生する恐れがあることで災害救助法の適用を受けた市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者等、避難所に避難していない要援護障害者等に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ

- （1） 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

- (2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

3. 障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く。）の利用者に係る取扱い

- (1) 居宅介護及び重度訪問介護等については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

- (2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わ

ないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

- (3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記2の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

5. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

6. 利用者負担の減免について

- (1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第31条又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の11若しくは同

法第 24 条の 5 に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

- (2) 自立支援医療については、平成 18 年 3 月 31 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0331006 号）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。
- (3) 補装具費については、平成 19 年 3 月 27 日付け障害保健福祉部長通知（障発第 0327004 号）に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。
- (4) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0404002 号）に基づき、被災した給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護者の負担を軽減することができます。
- (5) 療養介護医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0404003 号）に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

7. その他本件に関する疑義照会等については、担当課室まで御連絡をお願いします。

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 24 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

災害により被災した視聴覚障害等への避難所等における
情報・コミュニケーション支援について

被災した視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所等への周知等をお願い致します。

なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願い致します。

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など）
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携

避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、意思疎通支援者（遠隔による実施を含む。）、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有

食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「1時の放送を聞いて下さい。」など）

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ（解説放送）
・乾電池（ラジオなど） 等

・テレビ（字幕・手話放送）
・ホワイトボード（設置型、携帯型）
・補聴器用電池 等

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 16 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

標記について、災害発生等により避難所等で生活する障害児者とそのご家族への支援に当たっては、適切にご対応いただいているところですが、別添の避難所等における障害特性等に応じた配慮について改めてご了解いただくとともに、都道府県においては、管内の市区町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について管内市区町村や障害福祉関係機関等に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

常時介護や見守りが必要な重度障害児者のご家族への配慮

救援物資の配給

- 障害者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、救援物資を受け取れない等の事態が予想されるため、個別に救援物資を届ける等の配慮をお願いします。
- 障害者本人の代わりにヘルパーが配給の列に並んだ場合でも、救援物資を渡していただくよう配慮をお願いします。

ご家族を支える体制

- 障害者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、介助者自身の生活行為ができなかったり、親族の捜索にいけない事態が起こります。一時的に介助を交代できる支援体制についてご配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

車いすを利用する人

- **長時間同じ姿勢でいると体に負担がかかる**
→ 車いすを降りてリラックスできるスペースの確保が必要です。
- **着替えやトイレのための移動が難しい**
→ 移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシーの確保に配慮してください。

身体障害者補助犬を使用する人

- **使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解を促進**
→ 同伴を拒んではならないことが法律で決まっていることを周知し、理解を求めてください。

聴覚障害者

- **支援のためのニーズを把握**
→ 障害の程度（聞こえの状態など）は？
情報の取得方法（手話、文字、補聴器など）は？
- **文字等で必要な情報をしっかり伝達**
→ プラカードやホワイトボード等を使用した視覚的情報だけで分かるよう表示してください。

視覚障害者

- **支援のためのニーズの把握**
→ 障害の程度（全盲、弱視など）は？
情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）は？
- **音声で必要な情報をしっかり伝達**
→ 放送やハンドマイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

知的障害児者

- **読み書きや計算に困難がある。言葉をうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり。複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手**
→たくさんの言葉を使わずにゆっくりと話したり、文字にはルビを振るなどの配慮をお願いします。

精神障害者

- **環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがある**
→丁寧に病状、服薬情報を聞き取り、医療機関、保健所等につなげる等の必要な支援への配慮をお願いします。

発達障害児者等

- **コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きい**
→指示は紙に書いたり、簡潔な言葉を使うよう配慮をお願いします。
- **不安が強くなるとパニック状態になることもある**
→本人をよく知る人を見つけて配慮の方法の確認をお願いします。
- **音や光、食べ物のおいなどに敏感で刺激に耐えられない**
→音を遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるようにしてください。

高次脳機能障害者

(事故などにより脳の機能に障害がある状態)

- **記憶障害や注意障害など外から判別しにくい症状がある**
→常に見守りが必要なケースもあるので、声かけや聞き取り等ご配慮をお願いします。

医療的ケアを必要とする人

○ **環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすい**

- 医療機器（人工呼吸器・吸引器等）の電源の確保の配慮をお願いします。
- 経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要となりますので、配慮をお願いします。
- 必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所も活用していただくよう配慮をお願いします。

人工肛門・人工膀胱保有者

○ **プライバシーに十分配慮**

- 人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えていない方もいます。
同性の担当者が聞き取りに当たるなどプライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握するようにして下さい。
トイレにパウチを洗浄する設備がない場合には代替できる設備設置の配慮をお願いします。

エコノミークラス症候群の予防に

○ **狭い場所などで、長時間同じ姿勢をとっていると、エコノミークラス症候群を起こす可能性が高まる**

- 避難所等で被災者への体操指導等を行う場合、知的障害、精神障害、発達障害をお持ちの人の中には集団での活動を苦手とする人がいますので、小集団での体操等の実施にもご配慮をお願いします。

避難所以外で生活している障害児者のご家族への配慮

（避難所以外で生活している障害児者等の把握について）

- 被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障害児者やそのご家族には、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能性があります。このため、避難所以外で生活している障害児者等の把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようにお願いします。

（情報・意思疎通支援の対応について）

- 視覚・聴覚障害者に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要になります。避難状況等を踏まえ、日頃から支援に携わっている関係者間で連携して、本人や家族等に対し、点字や音声、文字等による被害状況等の提供、手話通訳者等の派遣等の情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 18 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部局 御中

厚生労働省

子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課
社 会 ・ 援 護 局 保 護 課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

標記について、災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等については、以下のとおりとなりますので、対応に万全を期すようお願いするとともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

1 児童福祉施設等での受入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、障害児、乳幼児等で福祉サービス等を利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受入れ先を調整した上で施設入所等の福祉サービス等を提供することが必要となる。

このためには、

ア 避難所等に避難している障害児や乳幼児等について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握すること

イ アで把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度提供できるか把握すること

ウ さらにイにより対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること等が必要である。

また、被災地周辺における入所施設の状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、「ア」の状況を把握するとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受入れを行っても差し支えない。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設からの職員の応援派遣について調整などをお願いしたい。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 児童福祉施設等での受入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

① 定員内での受入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受入れ

定員超過した員数に、当該受入れ施設の措置費単価を乗じて支弁。

③ 受入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁。

④ 種別の異なる施設での受入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 1(2)ウについて、受入れ施設が職員派遣元施設に支払うべき派遣経費については、受入れ施設に対し、措置費の特別基準により支弁することとする。

(エ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

(2) (1) により費用負担に係る特例措置等を行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難しい場合には、個別協議により対応するものとする。

4 保護施設における対応

保護施設においても、必要があれば、要援護者を受け入れることが可能であり、その場合の費用負担については、3によるものとする。